

燃油・肥料高騰緊急対策実施要領

生産局長通知

制 定 平成20年10月16日付け 20生産第4017号
一部改正 平成20年12月1日付け 20生産第5074号
一部改正 平成21年1月13日付け 20生産第6394号

第1 協議会

- 1 燃油・肥料高騰緊急対策実施要綱（平成20年10月16日付け20生産第4016号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の1の協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 代表者が定められていること。
 - (2) 構成員に農業者団体及び都道府県が含まれていること（ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に認める場合はこの限りではない。）。
 - (3) 組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
 - (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 協議会は、燃油・肥料高騰緊急対策（以下「緊急対策」という。）に係る事務の一部を、1の(1)、(3)及び(4)の要件（ただし、1の(3)の要件については、内部監査の方法を明確にした規約以外の要件が満たされていればよいものとする。）を満たす組織に委任することができるものとする。
- 3 協議会長又はその地位を継承した者は、緊急対策の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。
- 4 要綱第2の2の別に定める手続とは、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、要綱第3に定める事業を行おうとするときは、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、協議会の事業計画書を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得て、協議会を設置するものとする。なお、既存の協議会を活用して要綱第3に定める事業を行おうとする場合であって、協議会規約等が定められているときは、必要に応じて協議会規約等を改正するとともに、本対策に係る事業計画書を作成し、当該協議会の総会の議決を得るものとする。
 - ア 協議会規約
 - イ 事務処理規程

- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

- (2) 協議会長は、本対策の協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に会員名簿、協議会の運営に係る規約その他の規程及び事業計画書を添えて、参考様式第1号により承認を申請しなければならない。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、協議会長に通知しなければならない。
- (4) 協議会長は、本対策に係る協議会規約を変更しようとするときは、地方農政局長等に参考様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う審査から承認の通知までの手続は(3)に準ずるものとする。
- (5) 協議会長は、(1)のイからカまでの規程を変更したときは、速やかに地方農政局長等に参考様式第3号により届けなければならない。
- (6) 地方農政局長等は、協議会が1の要件を欠いたと認めた場合又は要綱第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合であつて、(3)の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ生産局長から、とるべき措置についての指示を受けなければならない。また、(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により協議会長に通知しなければならない。

第2 事業別事項

緊急対策の事業の内容等は、次によるものとする。

- 1 肥料・燃油高騰対応緊急対策事業：別紙1
- 2 施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業：別紙2
- 3 施肥体系緊急転換対策事業：別紙3
- 4 燃油・肥料高騰緊急対策推進事業：別紙4

第3 資金の管理

- 1 事業実施主体は、国から交付される助成金の全額を資金として積み立てるものとする。
- 2 事業実施主体は、1の資金を次のとおり管理・運用するものとする。

- (1) 事業実施主体は、本資金について、他の事業と区分して経理しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。
- (3) 事業実施主体は、本資金について、平成21年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

第4 業務方法書の作成及び承認の手続

要綱第6の生産局長が別に定める手続は、次に定めるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、次に掲げる事項を内容とする第2の1から3までの事業の実施等に係る業務方法書を作成し、事業実施主体の設置から原則として10日以内に、地方農政局長等に参考様式第4号により承認を申請しなければならない。
 - (1) 本対策により積み立てた資金の管理に関する事項
 - (2) 事業実施者から事業実施主体への第2の1から3までの事業に係る助成金の申請に係る事項
 - (3) 事業実施主体から事業実施者への第2の1から3までの事業に係る支払いに関する事項
 - (4) 事業実施者から事業実施主体への第2の1から3までの事業の実績の報告に関する事項
 - (5) 事業実施者から事業実施主体への第2の1から3までの事業に係る助成金の返還に関する事項
 - (6) その他業務運営に必要な事項
- 2 1の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、事業実施主体に通知しなければならない。
- 3 事業実施主体は、業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に参考様式第5号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認から承認の通知までの手続については、2に準ずるものとする。

第5 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体は、参考様式第6号により、要綱第7の事業計画書を作成するものとする。
- 2 要綱第7の3の事業計画書の重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 助成額の3割を超える増減

第6 報告

要綱第8の生産局長が別に定める報告は、参考様式第7号のとおりとする。また、地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体に対し、各事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

附 則（平成20年10月16日付け 20生産第4017号）

この要領は、平成20年10月16日から施行する。

附 則（平成20年12月1日付け 20生産第5074号）

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年1月13日付け 20生産第6394号）

この要領は、平成21年1月13日から施行する。

(別紙1)

肥料・燃油高騰対応緊急対策事業

第1 事業の内容

1 事業実施者

燃油・肥料高騰緊急対策実施要綱（平成20年10月16日付け20生産第4016号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙1第2の1の生産局長が別に定める農業者の組織する団体は、原則として、次の全てを満たす農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。以下同じ。）とする。

(1) 3戸以上の受益農家を含むこと。

(2) 3の化学肥料の施用量の低減の取組において、受益農家が平成20年産の水稻の栽培を行っていた場合にあっては、平成20年産の生産調整実施者（水田農業構造改革対策実施要綱第5に定める生産調整実施者をいう。）又は平成21年産の水稻の栽培において生産調整の実施を事業実施主体に確約する者であること。

2 燃油使用量の低減の取組

(1) 要綱別紙1第2の2の(1)のア及びイの事業年の燃油使用量は、主として平成20年10月1日から平成21年4月30日までの間に、施設園芸栽培において加温を目的に使用される燃油の使用量とする。

また、要綱別紙1第2の2の(1)のイの基準年の燃油使用量は、主として平成19年10月1日から平成20年4月30日までの間に使用された燃油の使用量とする。ただし、事業年の前年において、自然災害等により加温期間の短縮があった場合や連作障害回避のために燃油使用量の少ない作物が生産されていた場合など、事業年の前年を基準年とすることが適当でない場合は、事業申請の対象となる施設の全部又は一部について、基準年の変更又は生産局長が特に認める燃油使用量への変更を行うことができるものとする。

(2) 要綱別紙1第2の2の(1)のアの(ア)の生産局長が別に定める燃油使用量の低減に効果の高い技術の利用又は取組（以下「技術等」という。）は、次に掲げるものとする。

- ア 外張被覆の多重化
- イ 内張被覆の利用
- ウ ヒートポンプの利用
- エ 木質バイオマス等燃油以外の資源を利用した加温設備の利用

オ 以下の技術等のうち2以上を組み合わせた技術等

(ア) 省エネ生産管理チェックシートによる点検（別表のチェックシートに基づく省エネ生産管理を行い、そのチェックを点検シートに記載する取組をいう。）

(イ) 廃熱回収機の利用

(ウ) 多段式サーモ装置の利用

(エ) 循環扇の利用

(オ) トンネル被覆の利用

(カ) 高保温性被覆資材の利用

(キ) その他事業実施主体が、技術等の導入前後でおおむね1割以上の燃油使用量の低減効果を有すると認める技術等

カ その他事業実施主体が、技術等の導入前後で2割以上の燃油使用量の低減効果を有すると認める技術等

(3) (2) のオの(キ)及びカの技術等（以下(3)及び(4)において「特認技術」という。）は、事業実施者の申請を踏まえ、事業実施主体が認めるものとし、その認定に当たっての手続は次のとおりとする。

ア 事業実施主体は、事業実施者から、参考様式第8-1号により特認技術の認定申請があった場合、都道府県の意見を聴取した上で、技術的な観点から審査を行い、当該技術等の導入前後でおおむね1割以上又は2割以上の燃油使用量の低減効果を有すると認められる技術等については、これを特認技術として認定するものとする。

イ 事業実施主体は、アにより特認技術の認定を行った場合、事業実施者に対して参考様式第9号により通知するとともに、認定を行った日から30日以内にその写しを添えて地方農政局長等に報告するものとする。

(4) (3)に関わらず、事業実施主体は、地域における燃油使用量の低減効果等がデータ等で明らかで、特認技術として認定することが適当と考えられる技術等がある場合には、参考様式第8-2号により地方農政局長等と協議の上で、特認技術としてあらかじめ位置づけることができるものとする。

(5) 要綱別紙1第2の2の(1)のアの(イ)の燃油使用量の低減に資する技術等は、(2)の技術等のほか、次に掲げる技術とする。

ア 暖房機の点検・整備

イ 被覆資材の破れや隙間の点検補修

- ウ 低温適応性（低温着果性、低温肥大性又は低温伸長性等）品種の導入
- エ 燃油使用量の少ない作物への転換
- オ 燃油使用量の少ない作型への転換
- カ マルチの利用
- キ その他事業実施主体が燃油使用量の低減効果を有すると認める技術等

(6) (5) のキの技術等の認定に当たっての手續等は、(3) 及び(4) の手續等に準ずるものとする。

(7) 事業実施者が、おおむね全ての園芸用施設において(2) の技術等を利用して生産を行っており、さらに、事業年から新たに燃油使用量の低減に資するものとして、(2) 又は(5) の技術等を導入し、一層の燃油使用量の低減に取り組んでいる場合には、事業実施者単位で要綱別紙1第2の2の(1) のアの助成要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。なお、農業者単位、作物単位で要綱別紙1第2の2の(1) のアの助成要件の判定を行う場合も、これと同様に扱うものとする。

(8) 加温を伴う施設園芸栽培を、新規に導入又は拡大する場合にあっては、その新規導入又は拡大が、農業者の経営改善の観点等から必要と認められる場合に限り、(2) の技術等の利用を行っており、さらにその技術等の中に事業年から新たに導入する技術等が含まれていることを要件として、支援の対象とすることができるものとする。

(9) 燃油使用量の少ない作物への転換は、転換前に比べて2割以上燃油使用量を低減する効果があったとしても、(2) のオの技術等として位置づけ、(2) に定める他の燃油使用量の低減に資する技術等と組み合わせて利用された場合に限り、要綱別紙1第2の2の(1) のアの助成要件を満たすものとして支援の対象とする。

(10) 要綱別紙1第2の2の(1) のイによる要件の判定は、原則として基準年の燃油使用量の算出の対象となった園芸用施設における燃油使用量の減少量を用いて判定することとする。

(11) 事業年の冬季の平均気温が平年より大きく下回ったことにより、要綱別紙1第2の2の(1) のイによる要件の達成が困難となった場合にあっては、事業年の燃油使用量を補正することができるものとする。

(12) 事業実施者は、燃油使用量の低減に向けた取組の実態を踏まえ、要綱別紙1第2の2の(1) のアを満たす取組及びイを満たす取組を組み合わせ、事業に取り組むことができるものとする。

3 化学肥料の施用量の低減の取組

(1) 要綱別紙1第2の2の(2) のア及びイの事業年の化学肥料の施用量は、原則として平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間に購入した肥料を主と

して使用する作物（平成21年6月30日までに作付を開始するものに限る。ただし、永年性作物を除く。）において、栽培期間中（前作の収穫終了後からの本作の収穫までの期間。以下同じ。）に施用された化学肥料の施用量とする。

また、要綱別紙1の第2の2の（2）のイの基準年の化学肥料の施用量は、原則として平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間に購入した肥料を主として使用した作物（平成20年6月30日までに作付を開始したものに限る。ただし、永年性作物を除く。）において、栽培期間中に施用された化学肥料の施用量とする。ただし、基準年において、自然災害による生産の一時的縮小、連作障害の回避のための作物の変更等により、基準年の化学肥料の施用量を用いて比較することが適当でない場合は、事業申請の対象となる作物の全部又は一部について、基準年の変更又は生産局長が特に認める化学肥料の施用量への変更を行うことができるものとする。

（2）要綱別紙1第2の2の（2）のアの（ア）の生産局長が別に定める化学肥料の施用量の低減に効果の高い技術等は、次に掲げるものとする。

ア 側条施肥

イ 育苗箱全量施肥

ウ 点滴施肥

エ うね立て同時施肥

オ 灌注施肥

カ ポット内・セル内施肥（全生育期間に必要とする肥料をポット又はセルの培養土に施用するものに限る。）

キ 以下の技術等のうち2以上を組み合わせた技術等

（ア）土壌診断（事業年の5年前までに実施されたものに限る。）に基づく施肥設計の見直し

（イ）作物の栄養診断に基づく効率的施肥

（ウ）たい肥の導入・活用

（エ）有機質肥料の導入

（オ）有機質資材の投入（（ウ）及び（エ）を除く。）

（カ）低成分肥料の導入

（キ）肥効調節型肥料の導入

（ク）単肥配合の導入

（ケ）緑肥作物の導入

（コ）その他事業実施主体が、技術等の導入前後でおおむね1割以上の化学肥料の施用量の低減効果を有すると認める技術等

ク その他事業実施主体が、技術等の導入前後で2割以上の化学肥料の施用量の低

減効果を有すると認める技術等

(3) (2) の技術等のうち、キの (ウ) から (オ) については、土壌診断の結果や作物の種類その他地域の実情に応じた適正な投入等を行うことにより、化学肥料の施用量の低減につながるものとし、例えば、低減効果が明らかに期待できないわずかな投入量の場合は含まれないこととする。

(4) (2) のキの (コ) 及びクの技術等 (以下 (4) 及び (5) において「特認技術」という。) は、事業実施者の申請を踏まえ、事業実施主体が認めるものとし、その認定に当たっての手続は次のとおりとする。

ア 事業実施主体は、事業実施者から、参考様式第 10-1 号により特認技術の認定申請があった場合、都道府県の意見を聴取した上で、技術的観点から審査を行い、当該技術等の導入前後でおおむね 1 割以上又は 2 割以上の化学肥料の施用量の低減効果を有すると認められる技術等について、これを特認技術として認定するものとする。

また、(2) のキの (ア) から (コ) の技術等についても、2 割以上の低減効果が認められる場合については、(2) のクの特認技術と扱うものとする。

イ 事業実施主体は、アにより特認技術の認定を行った場合、事業実施者に対して参考様式第 11 号により通知するとともに、認定を行った日から 30 日以内にその写しを添えて地方農政局長等に報告するものとする。

(5) (4) に関わらず、事業実施主体は、地域における化学肥料の施用量の低減効果等がデータ等で明らかで、特認技術として認定することが適当と考えられる技術等がある場合には、参考様式第 10-2 号により地方農政局長等と協議の上で、特認技術としてあらかじめ位置づけることができるものとする。

(6) 要綱別紙 1 第 2 の 2 の (2) のアの (イ) の化学肥料の施用量の低減に資する技術等は、(2) 及び次に掲げる技術等とする。なお、化学肥料の施用量の低減に資する技術を更に導入することが難しい場合にあつては、肥料コストの低減に資する技術等を含むこととする。

ア 肥料施用量の少ない品種の導入

イ フレコンによる肥料の受入

ウ その他事業実施主体が化学肥料の施用量又は肥料コストの低減効果を有すると認める技術等

(7) (6) のウの技術等の認定に当たっての手続等は、(4) 及び (5) の手続等に準ずるものとする。

(8) 事業実施者が、基準年において、おおむね全ての生産で (2) の技術等を利用しており、さらに、事業年から新たに化学肥料の施用量の低減に資するものとして、(2) 又は (6) の技術等を導入し、一層の化学肥料の施用量の低減に取り組んで

いる場合には、事業実施者単位で要綱別紙1第2の2の(2)のアの助成要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。なお、農業者単位、作物単位で要綱別紙1第2の2の(2)のアの助成要件の判定を行う場合も、これと同様に取り扱うものとする。

(9) 基準年に作付していない作物を作付する場合にあっては、(2)の技術等の利用を行っており、さらにその技術等の中に事業年から新たに導入する技術等が含まれていることを要件として、支援の対象とすることができるものとする。

(10) 化学肥料の施用量の少ない作物への転換は、転換前に比べて2割以上の化学肥料の施用量を低減する効果があったとしても、(2)のキの(コ)の技術等として位置づけ、(2)に定める他の化学肥料の施用量の低減に資する技術等と組み合わせ利用された場合に限り、要綱別紙1第2の2の(2)のアの助成要件を満たすものとして支援の対象とする。

(11) 要綱別紙1第2の2の(2)のイによる要件の判定は、取組の対象とする作物ごとに、単位面積当たりで、事業年の各化学肥料を3要素(窒素、りん酸及び加里)の分量に換算した上で肥料分量の総計を算出し、その前年の基準年に施用した各化学肥料の3要素の肥料分量の総計と比較することにより判定するものとする。

(12) 事業実施者は、化学肥料の施用量の低減に向けた取組の実態を踏まえ、要綱別紙1第2の2の(2)のアを満たす取組及びイを満たす取組を組み合わせ、事業に取り組むことができるものとする。

4 助成額

(1) 燃油使用量の低減

ア 国による助成額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{助成額} &= (\text{事業年燃油費} - \text{基準となる燃油費}) \times 0.7 \\ &= \text{事業年燃油使用量} \times (\text{事業年の燃油価格} - \text{基準年の燃油価格}) \times 0.7 \end{aligned}$$

$$\text{注 基準となる燃油費} = \frac{\text{基準年の燃油費} \times \text{事業年の燃油使用量}}{\text{基準年の燃油使用量}}$$

イ 基準年の燃油価格については、基準年の燃油価格の全国平均(農業用A重油: 1リットル当たり89.2円)又は協議会が参考様式第12-1号により地方農政局長等に協議して設定した基準年における地域の平均的な燃油価格を用いることができるものとする。

ウ 事業年から、ヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備など、電気や木質ペ

レット等の燃油以外の燃料を利用する設備を導入した場合にあっては、事業年の燃油費に、電気や木質ペレット等の費用を加算するとともに、事業年の燃油使用量に、電気や木質ペレット等の費用を事業年の燃油価格（事業年に燃油を利用しておらず、事業年の燃油価格が算定されない場合は、事業実施主体が参考様式第12-2号により地方農政局長等と協議して定める燃油価格を利用するものとする。）で除した数値を加算して、助成額を算定することができるものとする。

エ 事業年の燃油費又は燃油価格が、農業者団体等による燃油費助成額を差し引いたものである場合、事業実施主体が参考様式第12-3号により地方農政局長等と協議を行い、承認を受けた燃油費助成額を事業年の燃油費又は燃油価格に加算して、助成額を算定することができるものとする。

なお、この場合、基準年の燃油費又は燃油価格からも農業者団体等による燃油費助成額が差し引かれていれば、基準年についても農業者団体等による燃油費助成額を加算するものとする。

(2) 化学肥料の施用量の低減

ア 国による助成額の算定は、次のとおり行うものとする。

$$\text{助成額} = (\text{事業年の肥料費} - \text{基準年の肥料費}) \times 0.7$$

イ 基準年の作付面積が事業年の作付面積と異なる場合にあっては、作物の作付構成に関わらず、アの基準年の肥料費は、作付面積の比を基に、基準年の作付面積を事業年の作付面積と同様と仮定して推計した肥料費を用いるものとする。

また、基準年の作物の作付構成が事業年の作付構成と異なる場合にあっては、アの基準年の肥料費は、各作物ごとの肥料費及び作付面積を基に、基準年の作付構成を事業年の作付構成と同様と仮定して推計した肥料費を用いることができるものとする。

ウ 事業年の肥料費が、農業者団体等による肥料費助成額を差し引いたものである場合、事業実施主体が参考様式第12-4号により地方農政局長等と協議を行い、承認を受けた肥料費助成額を事業年の肥料費に加算して、助成額を算定できるものとする。

なお、この場合、基準年の肥料費からも農業者団体等による肥料費助成額が差し引かれていれば、基準年についても農業者団体等による肥料費助成額を加算するものとする。

エ 基準年の肥料費は、次により推計できるものとする。

$$\text{基準年の肥料費} = \text{事業年の肥料費} \div \text{事業年の低減率} \div \text{肥料費の平均高騰率}$$

オ エの事業年の低減率は、次によるものとする。

(ア) 事業年に3の(2)のキの(ア)から(コ)まで及び(6)のアからウまでの技術等のうち1の技術等のみを新たに導入する場合 0.9

(イ) (ア) 以外の場合 0.8

カ エの肥料費の平均高騰率は、全国平均(1.4、事業年の農業物価指数の肥料の価格指数の前年同月騰落率の平均が1.4と著しく異なる場合には、見直すこともあるものとする。)又は地方農政局長等の承認を得て事業実施主体が設定した都道府県の平均高騰率とするものとし、事業実施主体は、その所在する都道府県における有機質肥料を含む把握できるおおむね全ての肥料の農家販売段階の高騰率の加重平均を算定の上、参考様式第12-5号により地方農政局長等に提出し、当該都道府県における肥料費の平均高騰率について承認を受けることにより、上記算式中の肥料費の平均高騰率について、当該平均高騰率を用いて算出することができるものとする。

なお、平均高騰率の算定に当たっては、当該都道府県内の地域により使用する肥料の種類等が大きく異なり、平均高騰率が著しく異なる場合については、地域を区切って平均高騰率を算定してもよいものとする。

第2 事業実施等の手続

1 事業実施計画の策定

- (1) 事業実施者は、参考様式第13-1号及び第13-2号に定める事業実施計画書を、適正であることを確認した上で、平成21年2月16日までに事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施計画書の提出を受けた事業実施主体は、その内容について審査を行い、当該事業実施者に助成金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに事業実施者に対し、参考様式第14号により通知するものとする。
- (3) 事業実施者は、事業実施計画書について、助成額の増加を伴う重要な変更が生じた場合には、(1)及び(2)に準じて変更の手続を行うものとし、それ以外の変更については、事業実施主体に届出を行うものとする。

2 事業実績の報告

- (1) 要綱別紙1第3の2の事業実績報告書は、施設園芸栽培の加温期間が終了した後(化学肥料の施用量を低減する取組にあつては、対象作物の全ての肥料の施用が終了した後)に、参考様式第15-1号及び第15-2号により行うものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)の報告に当たり、当該事業実施者の代表者が、報告の内容について確認を行うものとし、これを参考様式第16号により事業実績報告書に添

付するものとする。

- (3) 事業実績報告書の提出を受けた事業実施主体は、その内容について確認を行うものとする。

3 返還

事業実施主体は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合には、事業実施者に対し、必要な助成金の返還の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業実施者による取組が要綱別紙 1 第 2 の 2 の緊急対策事業の支援の対象となる取組の要件を満たしていない場合
- (2) 事業実施者に含まれる受益農家が第 1 の 1 の（２）の確約を実施しなかった場合

4 証拠書類の保管

事業実施者は、2 の事業実績の報告における燃油購入費及び使用量等（化学肥料の施用量を低減する取組にあつては、肥料購入費及び使用量等）について確認できる書類を 5 年間保管し、事業実施主体からの要請があつた場合には提示しなければならない。

(別紙2)

施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業

第1 事業の内容

1 事業実施者

- (1) 燃油・肥料高騰緊急対策要綱（平成20年10月16日付け20生産第4016号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙2第2の1の生産局長が別に定める農業者の組織する団体は、3戸以上の受益農家を含む農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）及びその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。以下同じ。）とする。
- (2) 事業実施者が、農業協同組合又はリース会社とリース契約を締結して本事業に取り組む場合にあつては、農業協同組合又はリース会社を共同事業実施者として取り扱うものとする。
- (3) (2)の共同事業実施者が締結するリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 利用者が、事業実施者の構成員であること。
 - イ リース契約の対象となる設備は、2の(1)のア及びイの先進的加温設備であること。
 - ウ 農業協同組合とリース契約を締結する場合のリース料は、「事業実施者負担（事業費から補助金を差し引いた額）／当該設備の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

2 助成対象取組等

- (1) 要綱別紙2第2の2の先進的加温設備とは、次に掲げる設備とする。
 - ア ヒートポンプ設備一式（従来の石油燃料焚き暖房機と組み合わせて利用するものに限る。）
 - イ 木質バイオマス利用加温設備一式（木質バイオマスを燃料とする加温設備）
- (2) 要綱別紙2第2の2の省エネルギー化計画とは、次に掲げる事項が記載されている計画とし、参考様式第17号により作成するものとする。
 - ア 燃油使用の現状等

イ 燃油使用量の低減に向けたこれまでの取組及び今後の取組

- (3) 要綱第3の1の肥料・燃油高騰対応緊急対策事業による助成の対象となっている園芸用施設において、本事業により先進的加温設備を導入する場合にあっては、本設備以外に要領別紙1第1の2の(2)のアからエ、オの(ア)から(キ)及びカの技術等のいずれかが利用されていることを要件として、支援の対象とすることができるものとする。

3 助成額

事業実施者への助成の対象となる経費は、平成21年3月31日までに要した2の(1)の先進的加温設備の導入・実証に要する経費とし、事業実施者に対する国の助成額は、導入・実証に要する経費の2分の1以内とする。

第2 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施者は、参考様式第18号により要綱別紙2第3の1の事業実施計画書を作成し、平成21年2月16日までに事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、次に掲げる全ての項目を満たす場合に限り、事業実施計画書を採択し、事業実施者に参考様式第19号により通知するものとする。
- ア 取組の内容が本事業の目的に沿っていること。
- イ 設備の能力及び導入台数が、園芸用施設の規模等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- ウ 事業年の燃油使用量を前年の燃油使用量から2割以上低減することが確実に認められること。
- (3) 事業実施者は、事業実施計画書について変更が生じた場合には、(1)及び(2)に準じて変更の手続を行うものとする。

2 事業実績の報告

- (1) 要綱別紙2第3の2の事業実績報告書は、事業実施期間（施設園芸栽培の加温期間）の終了後、参考様式第20号により行うものとする。
- (2) (1)により事業実施報告書の提出を受けた事業実施主体は、その内容について確認を行うものとする。

3 返還

事業実施主体は、事業実施者による取組が要綱別紙2第2の2の省エネルギー技術推進事業の取組の内容を満たしていない場合は、助成金の返還の措置を講ずるものとする。

4 証拠書類の保管

事業実施者は、2の事業実績の報告の基礎となった証拠書類を5年間保管し、事業

実施主体からの求めがあった場合には提示しなければならない。

第3 事業の着手

- 1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を参考様式第21号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

- 2 1のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

- 3 1のただし書により交付決定前に着手する場合については、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

(別紙3)

施肥体系緊急転換対策事業

第1 事業の内容等

1 事業実施者

燃油・肥料高騰緊急対策実施要綱（平成20年10月16日付け20生産第4016号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙3第2の1の生産局長が別に定める事業実施者は、次の全ての要件を満たす農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）、その他農業者等の組織する団体及び組織（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。以下同じ。）とする。

(1) 3戸以上の受益農家を含むこと

(2) 受益農家が平成20年産の水稻の栽培を行っていた場合にあつては、平成20年産の生産調整実施者（水田農業構造改革対策実施要綱第5に定める生産調整実施者をいう。）又は平成21年産の水稻の栽培において生産調整の実施を事業実施主体に確約する者であること。

2 対象とする取組等

(1) 対象とする取組

要綱別紙3第2の2の生産局長が別に定める取組は、以下のとおりとする。なお、より確実な成果を得る観点から、イはアの取組と一体的に実施するものとする。

ア 土壌診断の実施及び診断結果に基づく効率的施肥の指導等、地域における施肥コストの低減に向けた推進体制を強化するための取組

イ たい肥等の地域の低利用資源の活用や局所施肥技術の導入等、肥料コスト低減につながる施肥体系への転換実証の取組

(2) 要綱第3の1の肥料・燃油高騰対応緊急対策事業による助成の対象となっている事業実施者において、本事業により(1)のイに規定する取組を実施する場合にあつては、当該取組以外に、要領別紙1第1の3の(2)のアからカまで、キの(イ)から(コ)まで及びクの技術等のうち、いずれかが利用されていることを要件として、支援の対象とすることができるものとする。

(3) 事業の成果目標

事業実施者により事業が実施される地区において、事業実施年度の前年より2割

以上、化学肥料の施用量又は肥料費を低減させる技術体系を確立するものとする。
ただし、(1) のアの取組のみを実施する場合にあっては、この限りでない。

(4) 目標年度

本事業の目標年度は、平成21年度とする。

3 事業の取組期間

要綱別紙3第2の3の取組期間は、原則として平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間に購入した肥料を主として使用する作物（平成21年6月30日までに作付けを開始するものに限る。ただし、永年性作物は除く。）を栽培する期間（前作の収穫終了後からの本作の収穫までの期間）とする。

4 助成額

事業実施者に対する国の助成額は、事業の実施に要する経費のうち、第1の2の(1) のアについては定額、イについては必要な経費のうち2分の1以内とする。

第2 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施者は、参考様式第22号により要綱別紙3第3の1の事業実施計画書を作成し、平成21年2月16日までに事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業実施計画を採択し、事業実施者に参考様式第23号により通知するものとする。

ア 取組の内容が本事業の目標に沿っていること

イ 取組の内容が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと

(3) 事業実施者は、事業実施計画書について変更が生じた場合には、(1) 及び(2) に準じて変更の手続を行うものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を参考様式第24号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手の年月日及び交付決定前の着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 事業の実施報告

- (1) 要綱別紙3第3の2の事業実績報告書は、第2の1の(1)の事業実施計画書に記した全ての事業完了後速やかに参考様式第25号により行うものとする。
- (2) 要綱別紙3第3の3の報告は、参考様式第26号により行うものとする。

4 返還

事業実施主体は、事業実施者による取組が要綱別紙3第2の2の転換対策事業の取組の内容を満たしていない場合又は事業実施者に含まれる受益農家が第1の1の(2)の確約を実施しなかった場合には、事業実施者に対し、必要な助成金の返還の措置を講ずるものとする。

5 証拠書類の保管

事業実施者は、2の事業実績の報告の基礎となった証拠書類を5年間保管し、事業実施主体からの求めがあった場合には提示しなければならない。

第3 事業の実施基準

1 補助対象とする取組

補助の対象とする取組は、下表のとおりとする。ただし、事業実施者が自力若しくは他の助成により実施中の取組については対象としない。なお、下表(1)の取組のうち、従来の取組を更に拡大・強化する計画を策定し、実施する場合にあっては、この限りではない。

対象となる取組	対象となる経費
(1) 土壌診断の実施及び診断結果に基づく効率的施肥の指導等、地域における施肥コスト	ア 簡易土壌診断装置の導入 イ 診断結果に基づく施肥指導等支援用パソコンソフト及びパソコン等の導入

<p>の低減に向けた推進体制を強化するための取組(土壌診断は、平成21年6月30日までに実施されるものに限る。)</p>	<p>ウ 土壌診断用試薬等、土壌診断に係る消耗品の購入 エ 土壌診断等実施に係る補助者賃金 オ 施肥指導者育成等に係る研修会等開催費及び出席旅費 カ 外部機関による土壌診断等実施経費</p>
<p>(2) たい肥等の地域の低利用資源の活用や局所施肥技術の導入等、肥料コスト低減につながる施肥体系への転換実証の取組</p>	<p>ア 肥料コスト低減に向けた検討会の開催・運営 イ 実証に必要な機械(局所施肥機(うね立て又は移植等の作業と併せて施肥が実施できる機械を含む)、灌注施肥機、たい肥散布機、その他地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械)の整備 ウ 実証に必要な装置・設備等(肥料分配機、肥料混合機、育苗箱施肥機、点滴施肥装置、肥料・たい肥成分分析装置等)の整備 エ 実証に必要な機械・施設等の借上 オ たい肥等の地域低利用資源の購入・運搬 カ 緑肥等導入に係る資材購入及び栽培管理委託 キ 実証効果等の調査賃金</p> <p>注：要綱第3の1の肥料・燃油高騰対応緊急対策事業による助成の対象となっている事業実施者であって、本事業で助成対象としようとする肥料の種類と同一の肥料が助成額算定の対象となっている場合には、当該肥料は、本事業の助成対象としない。</p>

2 補助対象とする経費

補助対象とする経費は次に掲げるものとする。

区 分	内 容

機械費	肥料コスト低減につながる施肥体系への転換実証に要する農業機械等の導入に要する経費
設備備品費	設備及び物品の購入、据付等に要する経費
消耗品	土壌診断に必要な試薬類、事業執行に必要な資材や事務用品等の購入に必要な経費
旅費	資料収集、各種調査、打ち合わせ及び研修会への参加等に必要な経費
謝金	専門的知識の提供等に対する謝礼に必要な経費
賃金	土壌診断の試料調製や診断に係る作業の補助、実証成果の調査等の業務のために雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
役務費	外部機関等における土壌診断等の実施に要する経費
委託費	緑肥等の栽培管理作業の委託等に要する経費
その他	通信運搬費、文献購入費、印刷製本費、会議費、機械・施設等借料 等

(別紙4)

燃油・肥料高騰緊急対策推進事業

第1 事業の委託

事業実施主体は、燃油・肥料高騰緊急対策実施要綱（平成20年10月16日付け20生産第4016号農林水産事務次官依命通知）別紙4第2の1の事業の内容の一部を、要領第1の1の（1）、（3）及び（4）の要件（ただし、要領第1の1の（3）の要件については、内部監査の方法を明確にした規約以外の要件が満たされていればよいものとする。）を満たす組織に委任することができるものとする。